

業務委託競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 東広島市社会福祉協議会が行う業務の委託に係る指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、法令又は条例若しくは規則等に特別の定めがあるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、見積金額の100分の5以上に入札保証金又は入札保証金に代わる担保を所定の期日までに納付し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札参加者が、保険会社との間に本会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が、当該入札の日の属する年度及びその前2年度の間当該入札に係る契約と種類を同じく、かつ、規模を同等以上とする契約を本会又は国若しくは地方公共団体若しくは他の社会福祉協議会と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札手続等)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場説明書、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、当該入札に係る仕様書、図面、現場説明書等については疑義があるときは、当該入札説明書に定めるところにより、仕様書等に対する質問書を提出することができる。

3 契約担当職員は、前項の仕様書等に対する質問書の提出があったときは、仕様書等に対する回答書を作成し、当該入札説明書の定めるところにより回答しなければならない。

4 入札を行う者(以下「入札者」という。)は、定められた時刻までに入札会場に入り、入札書(別記様式)に必要事項を記載し、契約担当職員の指示に従って、入札箱に投入しなければならない。

5 入札参加者は、代理人により入札しようとするときは、代理人に当該入札参加者の委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。

7 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4

の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

8 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、契約担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札)

第5条 次の号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (3) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
- (4) 記名押印を欠く入札をしたとき。
- (5) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札をしたとき。
- (7) 入札参加者が連合して入札をしたと認められるとき。
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- (9) 再度の入札をした場合においてその入札者が1人であるとき。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札をしたとき。

(落札者の決定)

第6条 入札者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 3 賃貸借契約書を作成する場合において、契約の相手方が課税事業者であるときは、賃貸借料に併せて当該取引に係る消費税額を契約書に明示するものとする。
- 4 落札者は、落札決定後、課税事業者であるか又は免税事業者である旨を直ちに契約担当職員に届け出なければならない。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札は、原則として2回を限度として行い、再度入札を行っても落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額の差が小額で随意契約ができると認めるときを除き、指名替等を行うものとする。
- 3 入札金額の読上げについては、各入札とも最低入札金額のみ行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじをひかせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第9条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ東広島市社会福祉協議会に払い込み、領収証書の交付を受け、これを契約担当職員に提出しなければならない。

(入札保証金等の振替)

第10条 契約担当職員において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書の作成)

第11条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内に、契約担当職員に提出し、契約を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当職員に提出しなければならない。

(落札決定の取り消し)

第12条 落札者が、不正の行為により落札したときは、落札決定を取り消すものとする。

(異議の申立)

第13条 入札者は、入札後、この心得、仕様書、図面、現場説明書、契約書及び現場等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。